

3 早期発見・早期対応による不登校児童生徒等の支援 ～アセスメントとチーム学校による対応～

児童生徒が登校できない状況になった時の関わり方、考え方を「チーム学校」として共通理解しておくことが求められます。将来の社会的自立を見据えた支援を考える上で、今、児童生徒がどのような状況かを把握するアセスメントの視点が重要です。

(1) アセスメントと日頃の見取りを生かした働きかけ

児童生徒が学校生活を送る中で、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っていて、登校したくてもできない状態や登校をためらうような状況になり、理由が明確でない欠席が続くことがあります。このような様子が見られた場合や、「学校に行くのがつらい・行けない」という相談等が寄せられた場合、できる限り早期に複数の教職員で情報共有し、支援内容を検討します。

①支援の検討に当たっての視点

支援を考える上で必要なのが、不登校に至るまでの背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点です。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答にはずれが生じることもあり、きっかけそのものが「分からない」という児童生徒もいます。「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求しようとしたり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりすることは、結果として効果的な支援につながりません。

以下を含め、児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添う姿勢が大切です。

- ・どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズ
- ・本人のどうありたいかという主体的意思（希望や願い）
- ・本人が持っている強み（リソース）や興味・関心

その上で、アセスメント、つまり全体状況の把握に基づく個に応じた具体的な支援を行います。把握の際は、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境について等、多面的な情報を収集していくことが重要です。

②日頃の見取りを生かした関わり

教職員は、毎日見ているという強みを生かし、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付けるようアンテナを高くしておきたいものです。言葉や行動、表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係、学業成績など幅広い事項についての多面的な気付きが、早期の関わりや支援につながります。

また、多様な困難を抱えた児童生徒は、保健室や相談室を訪れることがあります。心身の不調などの訴えに対して養護教諭による相談が行われたり、S C等が個別の相談に応じたりする場合があります。適切に情報を共有することで、継続的に休み始める前に関わるのが可能となります。

心身の不調の背景に、家庭のことが関係していることも少なくありません。早期の支

援には、教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有は不可欠です。保護者の話をよく聴き、お互いに協力者としての関係を築いていくことが重要です。

③不登校児童生徒の早期支援における考え方

教員・保護者等大人の多くは「学校に登校することは当たり前」という感覚を持っています。しかし、中には、その当たり前を日々繰り返すことに想像以上のエネルギーや困難を伴っている児童生徒もいます。まずは、全ての大人が「“登校できていること”は決して当たり前のことではない」という考え方のもと、児童生徒が日々のどのように学校生活を送ろうとしているか、ということに目を向けていくようにします。

その上で、不登校児童生徒の早期支援については以下の考え方が重要です。

○不登校は怠けではないと理解する。

行きたくともいけない心身の状態であることを大人が理解し、本人にも伝える。

○児童生徒の心をほぐすことから始める。

心身の不調とあわせて、心に固さや敏感さがある、又は心のエネルギー不足になっていることがある。「どうしたらいいかわからない」と困惑していることも多い。日常の小さなことから傷ついた自己肯定感を回復できるように支援をする。

○まずは児童生徒本人の不安やつらさを大人がじっくり聴く。

大人が価値観を押し付ける姿勢だと、児童生徒は失望を深める。まずは安心して話ができる落ち着いた環境で、じっくり話を聴くことから始める。思いを言葉にできたこと、真摯に聴いてもらったことで、児童生徒の心が落ち着く場合も多い。

○常に本人の意思を確認・尊重しながら支援する。

大人の考えのみを押し付けて児童生徒の行動を決めると、かえって大人や社会への不信を抱かせることもある。さらに深い無気力な状態につながることも多い。小さな失敗も一緒に乗り越える経験になるよう、また、児童生徒が柔軟な考え方を持つことができるよう支えていく。

また、保護者から情報を得ることも必要にはなりますが、保護者との関わりも早期ほど大切になってきます。以下の姿勢が求められます。

○混乱した状態になっている保護者を支援する。

保護者は当初、自分の子育てが間違っていたのではないかと、必要以上に自分たちを責めることがある。ここを和らげるのが最初の支援になる。保護者の混乱が収まることで、前向きな一歩につながっていく場合もある。

○保護者の状況や心情の理解に努め、子どもの支援者としての信頼関係を築く。

保護者の、原因を何かに求めたいほどの思いや、落ち込みや憤りといった気持ちの背景を探り、共感的・受容的な姿勢での関わりで信頼関係を築く。保護者が、自身の願いは一旦脇に置いて子どもの気持ちを聴くことができるよう支援する。

(2)「チーム学校」としての組織的対応の重要性

①ケース会議とは

事例を個別に深く検討することで、その状況の理解を深め支援策を考える会議。

＜出席者の例＞ ※校種や規模によって異なります

担任、学年主任、校長、教頭、養護教諭、生徒指導担当、コーディネーター（特別支援教育担当、教育相談担当、不登校児童生徒支援担当）、SC、SSW、保護者など、学校や児童生徒の状況に応じた参加者

ケース会議の目的は、その児童生徒や家庭に必要な指導や支援は何か、その支援をどのように届けていくかを決定することです。早期対応の段階では、不安や悩みを抱える児童生徒を把握し、意識的に見守る教職員の目を増やしていく中で、特に集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒についてケース会議を行います。困難な状況において苦戦している特定の児童生徒のケース会議では、教育、心理、医療、発達、福祉等の観点からアセスメントし、長期的な手厚い支援が組織的に行われるよう検討します。

他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が広がります。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見出したりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠です。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出されます。

チームによる指導・援助の実施段階では、コーディネーターが中心となって、定期的にケース会議を開催します。ケース会議では、メンバーの支援行為、児童生徒や保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を把握します。特に、効果的な支援は継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善する必要があります。

なお、年度を越える場合は、再度新年度にケース会議を開催してアセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援を継続します。

②ケース会議の進め方と大切にしたいこと

【当事者の混乱を整理し、不安や焦りを和らげる】

不登校や登校をためらう状態にある児童生徒・保護者、それを最も近くで支援する担任等は、大きな混乱や焦り・不安の中にいます。ケース会議は、全ての参加者が、当事者の言葉に耳を傾けて思いを共有することから始める、という共通理解で実施します。

ケース会議で、直接支援する担任等の指導の足りなさを指摘し続けたり、不登校となった原因のみを追求しようとする話に終始したりすることは、避ける必要があります。支援する担任等の意欲が大きく損なわれ、結果として児童生徒や保護者と関わりが薄くなってしまふ、ということにもなりかねません。参加者は「～すべき」「～が原因」「急

がなければ～」という考えを押し付けるのではなく、まずは当事者の混乱が落ち着き、焦りや不安が少しでも和らぐことに意識を向けます。

ケース会議は、支援する大人の孤立状態を回避するための会議でもあります。

【共通理解・情報共有が必要な教職員で臨機応変に開く】

事態が常に変化し続けることの多い不登校児童生徒の支援においては、個に応じた支援となることが重要です。そのため、公式に時間が設定されたケース会議ではなくても、日頃から、情報交換や次に行ってみる支援を検討するための小さなケース会議を開催することも有効です。状況に合わせて教育相談コーディネーター等が主導し、昼休みや放課後を利用して、比較的短時間で臨機応変に会議を持つことが望まれます。教育相談コーディネーター等がファシリテーターとしての役割を果たすことが可能になるような職場の雰囲気や体制づくりを進めることも重要になってきます。

なお、SC、SSW、支援員、相談員等、専門性を生かす等して直接支援する立場にある教職員が、どの段階から会議に参加可能かを明確にしておく必要があります。

児童生徒の変化について、学年団、学年主任、教科担任・専科教員、養護教諭、委員会担当や部活動顧問等は、日常的な情報交換を積み重ねることが大切です。“週1回60分の会議より、30秒～1分の会話をできるだけ多く”という考え方です。

【自校に合った効果的な会議方法、共有方法を検討する】

持続可能な支援体制の構築を目指し、効果的なケース会議や、その目的と同等の成果が期待できる情報共有・意見交換等の在り方を、自校に合う形で検討していきます。

支援に直接関わることの多い担任や当該学年団のみに負担が集中することがないように、例えば管理職や校務の運営委員等における事前の業務分担と情報交換の手立てを日頃から明確にしておくことが考えられます。また、全ての教職員の勤務時間等にも配慮しながら、確実に支援のための情報共有と共通理解を図る手立てを取る必要があります。

情報を可視化する、効率よくポイントを整理する等、ケース会議に参加できなかった教職員にも分かりやすく支援内容を周知します。自校に合う手立てを工夫しながら、協力体制を構築する環境づくりをしていくことも大切です。

<情報共有の実践例>

- 校務システム、校内ネットワークを活用した情報共有
- ホワイトボード等の用具を活用した短時間会議
- 週時程へのケース会議等の位置付け
- 休み時間等に空き教室を利用した短時間で学年全教職員がそろって会議の実施
- 職員室内や隣室等への簡単な対話スペースの設置
- 児童生徒理解の時間確保のための職員会議内容の精選

どんな会議の「型」を取り入れるかということよりも、教職員が連携の上、自校に合った実効的かつ持続可能なチーム支援の体制を構築することが求められます。

③ケース会議を通じた支援計画の作成と連携、支援計画書（シート）の活用

ア ケース会議を通じた支援計画の作成と連携

欠席の期間にとらわれず、保健室や校内教育支援センター（別室）利用等の状況もみて早期に支援計画を作成します。遅刻や早退等が見られた段階で担任や教科担当者、養護教諭等が残っていた校務記録をまとめ支援計画に反映する場合があります。将来的に目指す長期目標と、それに向けた適切な短期目標の検討が重要です。

ケース会議では、主に短期目標に向け具体的な支援方針を決めていきます。その方針に基づく役割分担で、目標に向けた効果的な支援となっているかを確認するためにも連携が重要になってきます。

例として、児童生徒本人が教室にいることへの不安を話すため、短期目標として「校内での教室以外の居場所を増やす」「本人の思いを受け止める人を増やす」という方針が掲げられた場合の連携を考えます。

<具体的な支援例>

- ・当該児童生徒の希望も踏まえた上で、保健室や相談室を立ち寄れる場所とする。
- ・2～3日程度は保健室で養護教諭が児童生徒本人と話をしして関係を深める。
- ・養護教諭が児童生徒本人の了解のもと相談室担当も会話に混ぜて関係を作る。
- ・相談室担当が相談室を児童生徒本人の居場所になるよう誘う。
- ・担任、学年主任は、相談室や保健室にいる児童生徒とコミュニケーションを取る。
- ・養護教諭や相談室担当、担任、学年主任は児童生徒の様子について情報共有する。

<実際の連携例>

- ・養護教諭、相談室担当は、温かい雰囲気を作れるよう、また当該児童生徒が相談室にスムーズに立ち寄ることができるよう、両者が行える工夫や他の教職員に協力を依頼する内容等について事前に打合せを行う。
- ・学年主任や担任は、児童生徒との関係が切れぬよう直接本人と会話をする。相談室や保健室といった居場所担当者からの情報も参考に次の会議の準備を整える。
- ・コーディネーターは、学年主任や担任等の情報を元に、会議の開催を計画、運営をする。管理職と日程等調整する。

連携をする上で最も重要なことは、支援を行う各々が目標と役割を共通理解していることです。誰かが抱え込むことでも、各々が独自に行うことでもなく、互いに情報を共有し、目標と照らし合わせて支援の現在地を確認することが、連携の視点として欠かせません。

イ 支援計画書(シート)の活用

支援が中・長期的に継続される中で、状況に応じて目標を修正したり、次の段階に進めたりする必要も出てきます。ケース会議も継続的に行われることとなります。

ケース会議においては、その都度支援計画の進捗状況を確認します。また、その場で合意や確認できた事項等は、支援計画書（シート）等に追記していきます。情報を

蓄積して支援状況の変遷を一覧にすることで、より適切に変化の兆しを捉えたり支援方法の見直しを検討したりすることができるようになります。

支援計画の作成時はもちろんのこと、目標の修正、支援方法の見直しの場合においても、児童生徒本人、保護者をはじめとした関係者の共通理解が欠かせません。特に大人は、次の視点で、常に問いながら支援を考える存在でいたいものです。

- 「誰のための」「何のための」学校復帰なのか
- 「大人が」安心感を得るための支援になってはいないか

【参考資料】児童生徒理解・支援シート（参考様式）（pp.129-131 参照）

文部科学省は、不登校児童生徒・障がいのある児童生徒・日本語指導が必要な外国人児童生徒等、支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、その置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学校、家庭、地域の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成する上記シート（参考様式）を示しています。

シートは以下の3種類で構成されています。

- (1) 共通シート (2) 学年別シート (3) ケース会議・検討会等記録シート

文部科学省ではこのシートの活用により、支援が必要な児童生徒に関する情報を集約し、支援の計画を学校内や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、そのシートを進学先・転学先の学校で適切に引き継ぐことによって、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となると述べています。また、実際の運用にあたっては、このシートを参考にしつつ、児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法を修正するとともに、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入することが適切であり、すべての欄を記入することが求められているわけではないことに留意して、実践的に使用していくことが望ましいと示しています。

(令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」別添1・2)

④校内組織における役割分担

ア 担任・学年団による支援

【担任の抱え込みを防ぎ、常に複数で支援できるよう校内の役割を明確にする】

担任による抱え込みや、次の一手が見つからないとしてこう着している状態は、学校と児童生徒・保護者との関わりの形骸化につながります。変容のきっかけを見失うことにもつながりかねません。こうした事態を防ぐため、以下のことが求められます。

- 全ての教職員が「不登校が起きるのは学級経営や学級指導の問題」という姿勢ではなく、「チームの一員として自らの立場でできることをする」という姿勢で教育活動に当たること
- 欠席が長期化する前の早期の段階から複数（できる限り常時3名以上）で支援が行えるよう、役割分担を明確にしておくこと

児童生徒・保護者が安心できる形で、担任あるいは別の教職員が「窓口」になり、学校として関わり続ける方針であることを伝えていきます。

複数での支援が必要になることを想定し、あらかじめ全校の児童生徒一人一人について「関わりをもちやすい教職員の情報」を管理職・生徒指導担当教員等が整理しておくことや、困難な事態を想定した上で動き方や連携の確認をしておくことも有効です。

複数の視点で児童生徒・保護者への支援を考えていくことにより、担任等身近な教員だけでは見落としがちな変化やきっかけが見えてくることもあります。

【家庭との連絡を絶やさず、学校として支援を続ける姿勢を伝える】

不登校の児童生徒・保護者に対して、学校の予定や連絡等の配付物、進路情報等は、児童生徒本人が見る、見ないに関わらず確実に届けます。児童生徒本人が学校の情報を忌避している段階では、保護者に直接渡す、伝えるにとどめることもあります。ただ、児童生徒本人に関する回答期限があるものや、全校や学年で一斉に行うような健康診断、校外学習、記念撮影といった案内は、児童生徒本人・保護者の意向を丁寧に確かめた上で届けます。学校側が勝手に、見ない、欠席する、と判断して児童生徒本人・保護者に伝えていなかったということは避けなければなりません。連絡手段については、丁寧に保護者と共通理解を図っていく必要があります。(第3章(3)②pp.38-39 参照)

【保護者の心情を推察し、時間をかけて関わり続ける】

休みが続き始めたばかりの頃は、児童生徒本人はもちろん、保護者の混乱も相当なものです。その焦りや不安の矛先が担任・学校に向けられることもあります。保護者が激しく攻撃的な言葉を発したとしても、その言葉に振り回されず、言葉を発するに至った心情を推察しながら話を聴く姿勢が大切です。

子どもが登校できないのはスマホ依存だから、今は行かない方がいいと病院が言ったから、学校でのトラブルが原因と保護者は語ることがあるかもしれません。その言葉の背後には、「自分の子育てや家庭環境のせいだと思われているのではないか」という保護者の強い不安や、そうあってほしくないという複雑な思いが潜んでいることもあります。学校はその思いを十分に理解した上で、時間をかけて関わり続ける必要があります。その関わりが、やがて信頼関係を生み出し、児童生徒本人・保護者の心を和らげることにつながります。このプロセスが、児童生徒本人にとって心のエネルギーと行動する意欲を補充するきっかけになるのです。

【適切な機関へつなぐ必要性を察知する】

家庭との関わりを続けていく中で、今まで見えていなかった部分が見えてくる場合があります。家庭訪問によって、居住環境に困難のある状況が見られることもあります。また、家族の関係や、生活に困難を抱えているような状況が見られることもあります。

<居住環境に困難のある状況の一例>

- ・家の中に物が長期間散乱している

- ・家中に煙草、アルコール、ごみ等の臭いが充満している
- ・建具や家具の破損がそのままになっている
- ・ペットの排せつ物が処理されずそのままになっている

<家族の関係や生活に困難を抱えている状況の一例>

- ・家庭内に保護者の味方になる親族がいない
- ・病気や介護の必要な親族の介助等で手一杯である
- ・ひきこもりであったり孤立状態にあったりする家族がいる
- ・精神疾患の家族がおり、適切な支援が届いていない

このような場合は、経済的な支援や福祉の面からの支援が必要なケース、又はネグレクト等の虐待やヤングケアラー（家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）の疑いも考えられます。ケース会議等でSC、SSW等の専門家の意見も聞き、行政機関・相談機関等につながり適切な支援を受けられるよう検討します。（第4章（3）④pp.53-54を参照）

【校種の特徴に配慮しながら、専門家も含めたチームで支援の方法を検討する】

小学校

小学校では、児童と学校や学級のつながりを維持する支援を考える際、その児童と仲がよいとみられる特定の児童を通じて、学校や学級と関わる機会をつくることが見受けられます。しかし最近では、学校の統合による広範囲の学区、登校班から自主登校への移行等で、児童同士が地域で関わりがない状況も見られます。また、児童や家庭の価値観も多様化し、共通の話題や遊びによるつながりが難しい場合もあります。それぞれの児童、又は保護者が納得の上でのつながりになるよう配慮するとともに、誰かの負担が大きくなっていないか、機会を見て確認していくことが必要です。

児童の人間関係が流動的であることも視野に入れる必要があります。児童が「この子としか一緒に行動できない」と思い込んでいることが、新たな課題につながっていると思われるケースもあります。

また、教科担任制の導入が進んでいる学年では、学級担任と教科担任が共通理解を持って、学習指導や授業での支援に当たることが大切です。

中学校

中学校では、保健室や相談室等への登校や部活動のみの登校、又は時間外登校等の段階的な支援を行っているケースが多く見られます。部分的な登校による支援で重要なことは、生徒本人がどう感じているのかを丁寧に確かめることです。

実際に、気にかけてくれる友達や大人の期待に応えられていないというしるめたさを感じ身動きが取れなくなっていくケースや、自分だけが部活動のみの登校を許されていることに申し訳なさを感じて意欲を失うケースがあります。ただ結果のみを見るのではなく、そうした複雑な心情を丁寧に聴く関わりが求められます。

また、部分的な登校を社会的自立につなげていく視点を見失わないようにすることも大切です。生徒が自らの進路を主体的に捉えられることができるように支援するとともに、自己肯定感、コミュニケーション力やソーシャルスキル、上手に人に頼る力を高められるように支援することが、中学校段階では重要になります。

教科担任制によって日頃から多くの教員が関わっていることは、様々な視点から生徒を理解でき、支援を考えていく上で大変な強みになります。こうした強みを生かした情報共有、支援が大切です。

高等学校

高等学校では、休みが続く生徒・保護者との関わりの中で、進級や卒業の話題は避けて通れません。進級や卒業に必要な日数・時数や単位認定等の条件、その過程について、生徒・保護者が正しく理解できるように、どの段階でどのように伝えていくかが支援のポイントです。それによって生徒・保護者の受け止め方が大きく変わり、学校生活を送ることへの意欲を左右する場合があります。

学校は生徒・保護者に対して、進級や卒業に関する正確な情報をわかりやすく丁寧に伝え続け、学校への不信感や諦めの思いが強まらないようにする配慮が求められます。学校側の伝え方やタイミングによって、生徒本人が更に自分を責めることになったり、家族からの重圧が更に増したりする可能性がある点にも十分留意しなければなりません。「どのような状態になっても一緒に考えてくれる存在だ」と生徒・保護者が思えるような関わりが、高等学校の教職員にも求められます。

こうした校種や発達段階に応じたポイントに十分配慮し、動きをつくれそうなきっかけを見極めながら児童生徒本人・保護者との関わりを続けていきます。児童生徒に、学校に興味を示し始める、自分から行動することが増える、表情が穏やかになる等、何らかの変容が見えた場合には、SCやSSW等の専門家も含めたケース会議で検討し、支援を段階的に整理していきます。

また、児童生徒・保護者への連絡手段として、1人1台端末等のICTを活用する機会も増えてきました。ICTを活用したやり取りと対面でのやり取りのそれぞれのメリット・デメリットを理解した上で、目の前の児童生徒・保護者に合った効果的な関わり方を考えることが大切です。

イ 養護教諭による支援

保健室は誰もが（児童生徒、保護者、教職員等）いつでも利用できる場です。養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、不登校等が関わっていること等のサインにいち早く気づくことができる立場であることから、児童生徒の健康相談において重要な役割を担っています。さらに、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に課題のある児童生徒に対して指導を行っており、従来から健康面の指導だけでなく、生徒指導面でも大きな役割を担う立場です。また、関係機関との連携のための窓口としてコーディネーター的役割を果たすことも求められています。

<保健室で得られる情報>

- 健康観察
- 保健室利用状況
- 健康相談結果
- 心身の健康に関する調査結果（児童生徒の生活時間や食事状況等） 等

保健室で得られる情報から、日頃の状況を把握するとともに、児童生徒の変化に気づいたら、管理職や学級担任等と情報を共有するだけでなく、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集することが求められます。収集・整理した情報をもとに専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行い、校内委員会等で報告します。校内委員会等においては、健康面における具体的な支援について助言するとともに、必要に応じて教職員や保護者に、日常の健康観察のポイント等を周知します。特に保護者に対しては、保健室はいつでもだれでも相談できること、相談できる関係機関の情報等を、保健だよりや学級・学年懇談会、学校保健委員会等を活用して常に発信します。

児童生徒に対しては、健康相談や保健指導の機会に、自分の体の状態を伝えられるように指導をするとともに、自分について見つめたり、気持ちのコントロール方法やストレスへの対処方法等を学んだりする機会を提供していきます。児童生徒が困ったときには、いつでも相談できるような雰囲気をつくり、寄り添った支援ができることを限られた機会に伝えていくことが大切です。

支援前と支援後の心身の状態の変化等について把握し、特に支援後、状況に変化がない、又は悪化している場合は、児童生徒の課題把握が正確であったか、その他の要因は考えられないか、新たな要因が生じていないか等、改めて情報収集及び分析を行う必要があります。支援方針や支援方法を再検討・実施するに当たっては、専門性を生かして助言を心がけます。

ウ コーディネーター（不登校児童生徒支援担当・特別支援教育担当・教育相談担当 等）による支援

令和元年10月25日 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2 学校等の取組の充実（3）不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実 の項目の中に、以下のように明記されています。

1 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

この役割に求められる機能として、以下が挙げられます。

- ・不登校児童生徒の状況の詳細な把握
- ・学年組織や校内体制等を動かすことによる担任の孤立状態防止

コーディネーター役は、SCやSSW等専門家や外部機関の役割を十分に理解した

上で、必要な時に適切な連携が可能となる調整を行う必要があります。

また、学校によっては、コーディネーターを中心にした校内委員会等を設置し、児童生徒のメンタルヘルス向上に関わる業務や不登校の早期発見等の活動を行う等の運用が見られます。

エ SCによる支援

【児童生徒へのカウンセリング】

児童生徒の悩み・思いをじっくり聴いて気持ちの安定を図る必要がある場合や、心理の専門家への相談を児童生徒本人・保護者が希望する場合等は、学校に配属されているSCとの面談が有効です。不登校になった自分を責めて自信を無くしていたり、家族との関わりに深く悩んだり、いじめや教職員の不適切な指導で深く傷ついたりした経験のある児童生徒については、定期的に面談の機会を持ち続けていくことで、自己肯定感の回復や再度の傷つきの回避につながる支援になるとも考えられます。

【保護者へのカウンセリング】

保護者が不安や焦りを強く感じている場合や、保護者自身がわが子と今後どのように関わっていけばよいのか、といった相談をしたい場合にも、SCとの面談を活用することができます。児童生徒本人はもちろん、保護者にとっても一人でも多くの「話せる先生」が学校にいたことが、何よりの安心感につながります。SCは、専門家の知識及び経験を生かし、保護者と一緒にこれからのことを考えるという姿勢で、話を聴いていきます。面談で、保護者が今まで見えていなかった子育ての課題や自身の課題等に気づき視野が広がる場合があり、それが児童生徒の変容につながることも多く見られます。

【教職員に対する支援・相談 等】

コーディネーターが各学年担任団とSCとの情報共有の橋渡しを日常的に行うことで、SCの校内における守備範囲は大きく広がります。また、SCによる全校面談の機会を設けたり、SCが、勤務日の面談が入っていない時間に校舎内を回って多くの児童生徒に声をかけたり様子を見たりすることで、より幅広く児童生徒との信頼関係を構築することができます。そのことが結果として後方支援につながるケースも多く見られます。心理の専門家の視点からの意見は、教職員にとって児童生徒本人・保護者との関わりに対する視野の広がりにつながり、適切なアセスメントにも結びつきます。日頃の情報交換を土台に、教職員で役割分担をしながら、スムーズな連絡体制を構築していくことが求められます。共有する情報の内容も、支援の方向性に合わせて検討が必要です。

SCの学校での勤務日時は限られています。ケース会議への参加や情報共有の時間確保等については、管理職・担当教職員間でより学校のニーズに合った体制を整えていく必要があります。

オ S S Wによる支援

【児童生徒の置かれた環境への働きかけ】

不登校が続く児童生徒の中には、その生活環境が、児童生徒・保護者自身の努力だけでは立て直しが難しいケースも見られます。虐待、ヤングケアラー、貧困、家族のひきこもり・精神障がい・発達障がい等、S S Wの見立てが必要な場合があります。それを踏まえて、学校が児童生徒にどのように働きかけるかを考えていく必要があります。S S Wを交えて支援の方法を検討することが、児童生徒が置かれた環境の改善という面で一步前進することにつながる場合もあります。

【関係機関とのネットワークの構築・連携】

生活環境が困難な状況にあるケースについては、関係機関（児童相談所、県・市町村の教委・子育て支援担当部局・社会福祉担当部局、保健所、医療機関、警察等）や支援団体等（民生児童委員、民間支援団体等）と連携して児童生徒の家庭全体を支援していく必要があります。S S Wは、これらの関係機関とのつながりが可能な専門家であり、従来の学校組織の機能に足りない部分を補う役割を持っています。児童生徒が自ら相談することができない状況であれば、支援する側から働きかける「アウトリーチ」の考え方も取り入れる必要があります。

【保護者や教職員に対する支援・相談 等】

学校が家庭状況の把握も難しく支援もこう着しているような状況等で、関係機関の支援が必要であると管理職が判断した段階から、S S Wと連携を図ります。必要に応じて情報提供を行い、S S Wから具体的な支援方法等の助言も受け、ともに方向性と役割を確認しながら児童生徒・保護者との信頼関係づくりを進めていきます。

また、校内で常にS S Wの活用を念頭に入れた情報交換等をしていくことで、教職員による事態の抱え込みを早い段階から防ぐこともできます。

さらに、課題未然防止教育の観点から、校内の教職員を対象とした研修会や児童生徒・保護者への講話等でS S Wの視点から話してもらうことは、教育相談体制を整える上で大変効果的であると言えます。

カ 校内教育支援センター（別室）（以下、「校内教育支援センター」という。）による支援

学校における不登校児童生徒の支援の一環として、児童生徒の心身の状態が安定するまで保健室や相談室等を活用する、いわゆる別室登校の手立てを取る場合があります。校内教育支援センターを設置し、学習支援や相談活動を行っている学校もあります。中には、特定の教室等に支援員等を配置して、児童生徒の受け入れ体制を整えている学校も多く見られます。校舎内の環境や、教職員の人的配置等によって運用方法は様々考えられますが、利用する児童生徒が安心して過ごせるよう組織的に運営することが求められます。児童生徒が学校復帰を目指すためのステップとしての運用や、通常日課での活動が難しい児童生徒を、時間を区切って受け入れる等の運用も見られます。

(ア) 具体的に行われる支援について

校内教育支援センターで行われる支援として、児童生徒の実態や保護者のニーズ、担当する教職員の教科・領域・得意分野に応じた、通常の教育課程に準ずる様々なプログラムがあります。具体的には、児童生徒の学習機会を保障するための支援や、体力の補充、生活習慣の見直し、ソーシャルスキルトレーニング（SST）、集団生活復帰のための機会づくり、級友との交流による不安の緩和等が挙げられます。学校での教室復帰を見据えるだけの活動ではなく、将来の社会的自立につながるような支援が求められます。また、学校の中の居場所があることそのものが、児童生徒の安心感につながります。安心・安全な雰囲気も重要です。

利用に当たっては、児童生徒本人や保護者の希望、意思を尊重します。具体的な支援の例を図3-1に示しました。

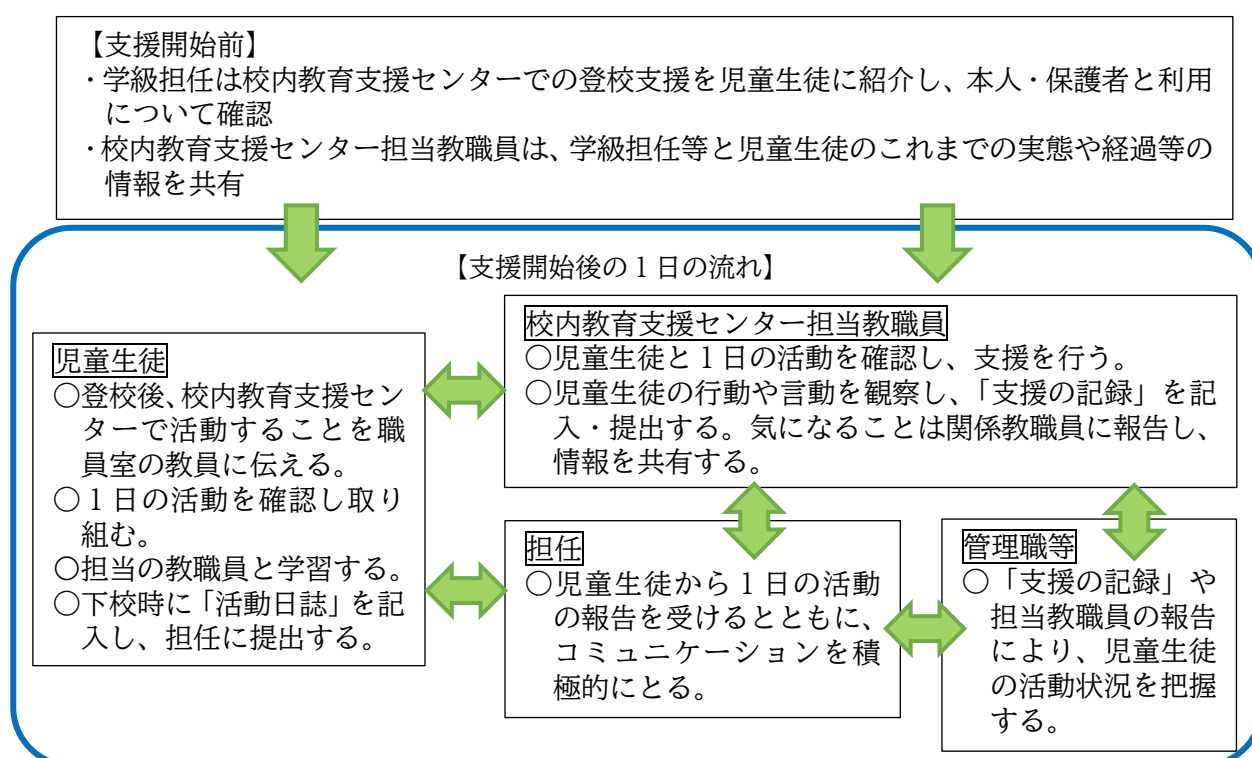


図3-1 校内教育支援センター登校支援の具体例

学校の規模によっては、複数の児童生徒が校内教育支援センターを利用する場合があります。児童生徒の発達に応じて適切なルールを決める等、利用する全ての児童生徒にとって居心地のよい活動場所となるよう、環境を整えることも大切です。

(イ) 校内教育支援センターでの登校支援における課題

「学校の中の居場所」「学校復帰に向けたステップ」として校内教育支援センターの効果的な活用が進んでいる一方で、解決すべき様々な課題も持っています。

教室復帰を目指す方針だったものの、そこでの生活が固定化してしまい、担任や級友との関係が希薄になってしまうケース等も見られます。多数の児童生徒を一人の教職員が支援しなければならない状況になったり、やむなく複数の学年の児童生徒と一緒に学

習する状況になったりすることにより、新たな課題（生活上の影響、人間関係のトラブル、児童生徒本人や保護者の思いとのズレ 等）が生じる場合もあります。

運用面では、教員の事務作業時間を「別室担当」として週時程に週1～2回程度位置付けて割り振り、学習支援等を行っている場合があります。その際、毎週確実に担当教員をつけることが難しいといった人的配置の課題もあります。また、学習支援員等の専任がいる場合でも、情報共有時間の確保や支援分担等の課題も見られます。

このような課題に対応するため、管理職は、特定の教職員に負担が集中しないよう配慮しながら、誰が何をどのように行うか、全教職員の共通理解のもと、児童生徒の状況に応じて持続可能な支援ができる体制を、各学校の実情に合わせて構築していく必要があります。

（3）早期発見・早期対応における保護者への支援と連携

学校は、登校をためらう児童生徒の保護者の心を安定させる支援を行うことが望まれます。保護者の心の安定は、児童生徒が家庭で過ごす際の安心感につながります。安心できる家庭で児童生徒が十分に休養することは、心の元気を取り戻すことにつながります。

①保護者への共感と休養の必要性の共有

登校をためらう児童生徒に対して、その保護者の多くは登校を促したり、登校しない理由を尋ねたりします。その結果、児童生徒にとっては、学校も家庭も居心地のよくない場所となり、心を落ち着かせる場所を失ってしまいます。そこで学校は、保護者の様々な不安を受け止めつつも、児童生徒が家庭で安心して過ごし、心のエネルギーを回復させていくことの大切さを伝えます。

②連絡手段等の共通理解

登校をためらう児童生徒や保護者と学校との連絡等（家庭訪問を含む）は、双方にとって重要です。しかし、保護者によっては学校との連絡等が負担になる場合もあるという認識を持っておく必要があります。そこで、学校は児童生徒や保護者と連絡等の方法を共有しながら、児童生徒の状況を把握できる手立てをとることが、継続的な支援を行う上で重要です。次ページのシートは、学校と家庭が連絡等を確認する際に用いるシートの例です。

<家庭と学校の連携シート> (令和●年▲月■日作成)

- 1 保護者から学校への連絡
 - (1) 連絡方法
 - ① 電話 ② メール ③ 1人1台端末にあるアプリ
 - ④ その他 ()
 - (2) 連絡の頻度
 - ① 毎日 ② 登校するときのみ ③ 欠席するときのみ
 - ④ その他 ()

- 2 学校から保護者への連絡
 - (1) 連絡方法
 - ① 電話 ② メール ③ 1人1台端末にあるアプリ
 - ④ その他 ()
 - (2) 連絡の頻度
 - ① 毎日 ② 週に1回程度 ③ 月に1回程度 ④必要な時のみ
 - ⑤ その他 ()

- 3 学校から児童生徒への連絡
 - (1) 連絡方法
 - ① 電話 ② メール ③ 1人1台端末にあるアプリ
 - (2) 連絡の頻度
 - ① 週に複数回 ② 週に1回程度 ③ 月に1回程度
 - ④ 必要な時のみ ⑤ その他 ()
 - (3) 電話の相手
 - ① 担任 ② 学年主任 ③ 養護教諭 ④ スクールカウンセラー
 - ⑤ その他 ()

- 4 配布物
 - (1) 希望する配布物(複数回答可)
 - ① 全ての配付物 ② お便り ③ 課題 ④ 各教科のプリント
 - ⑤ 学校集金で購入したプリント等 ⑥ 必要なし
 - ⑦ その他 ()
 - (2) 配布の頻度
 - ① 週に複数回 ② 週に1回程度 ③ 月に1回程度
 - ④ その他 ()
 - (3) 受け渡し場所
 - ① 学校 ② 家のポスト ③ 自宅で保護者に ④自宅で本人に
 - ⑤ その他 ()

- 5 集金
 - (1) 給食費
 - ① 提供する ② 提供をやめる ③ その他 ()
 - (2) 学年集金
 - ① 毎月支払う ② 支払いを止める ③ その他 ()

※連絡手段等は、児童生徒や保護者の状況に応じ随時見直しながら、丁寧に合意形成を図っていくことが大切です。

③児童生徒の意思を尊重した支援

児童生徒の支援の方向性を学校と保護者のみで決め、その後で話し合ったことを本人に伝えるケースがあります。その結果、本人が納得しないうちに支援がなされてしまい、よりよい支援につながらない場合があります。ひいては、児童生徒が学校と保護者に不信感を持つことにもつながりかねません。

しかし、様々な状況から児童生徒がどのような支援を望むのかを示すことが難しい場合もあります。その場合は、まだ本人にとって休養が必要な時期と捉え、意思を示すまで「待つ」という判断も必要です。

④学校外の機関等による支援の検討

学校外の施設への通所が児童生徒のよりよい支援につながる場合があります。しかし、学校が唐突に施設の情報を提示すると、児童生徒や保護者から「学校から見放された」と思われる可能性もあります。提示する際は、伝える人、時期、内容を慎重に検討し、児童生徒や保護者が不安を抱かないような配慮が必要です。なお、年度当初に学校内外での支援の情報を教職員と保護者で共有しておくことで、スムーズな対応につながられます。家庭の状況次第では、県や市町村の福祉や雇用部局等を紹介することも有効です。

登校をためらい始めた児童生徒は心のエネルギーが不足した状態であり、その保護者は不安を抱えている状態であることが多いです。このような状況においても、引き続き、早期支援における考え方や姿勢をもとにした支援が重要です。(第3章(1)③p.26参照)

不登校児童生徒の支援 校内研修動画

～学校の実情に合わせて教職員集団が主体的に行う校内研修のために～

山形県教育センター

「不登校児童生徒の支援 校内研修動画」とは

山形県教育センターでは、調査研究の一つとして、令和2年度から令和4年度に不登校児童生徒の支援をテーマとした研究を行いました。「教員の働きかけとして必要なもの」についての考察、「不登校児童生徒理解」と「組織的な支援」の推進、さらに「児童生徒の幸福(Well-being)のための支援」＝「児童生徒がどう充実して生きるかという視点を持った支援」という観点も加えて研究を進めました。

令和4年度に、調査研究内容を県内の学校現場へ還元する目的で、OJT(オンザジョブトレーニング)等で活用できるような校内研修動画プログラムを作成しました。令和5、6年度に申し込みがあった各校にて、活用されました。

● コンテンツ紹介

動画タイトル
学校に行けない!?
—不登校児童生徒・保護者の支援—

不登校児童生徒やその保護者の気持ちに寄り添う視点、かわりについて考えます。

※(1)は動画内の通し番号それぞれに導入、解説あり

約5分×5本を収録

学校に行けない!? 収録内容

1. 学校生活につらさ・困難を抱えている児童生徒とのかかわり方
 - (1) 児童生徒の混乱している気持ちを落ち着かせる
 - (2) 児童生徒の思っていることをじっくり聴く
 - (3) 休みが続く前に支援する
2. 保護者とのかかわり方
 - (4) 保護者の動揺・混乱の背景を探る
 - (5) 保護者と信頼関係を築く

※(4)は動画内の通し番号それぞれに導入、解説あり

動画タイトル
脱・抱え込み!
—チームによる支援—

チーム支援を行う上で大切にしたいポイントを押さえて、自校にあった支援の形について考えます。

※(1)は動画内の通し番号それぞれに導入、解説あり

約6分×4本を収録

脱・抱え込み! 収録内容

1. チームを作って支援する
 - (1) 抱え込みをやめる
 - (2) 状況に応じて支援体制を変える
2. 教職員全体の支援体制を整える
 - (3) 教職員一人ひとりができる事を考える
 - (4) 関係機関と組織で連携する

※(4)は動画内の通し番号それぞれに導入、解説あり

●● 動画を活用する上でのお願い ●●

この動画は山形県内の先生方のみ、視聴可能としています。視聴の際に必要な動画URL情報の管理について、ご留意願います。いかなる目的であっても、動画や充実シートの紙面やインターネット上への複製および転載は固く禁じます。

制作・発行
山形県教育センター 令和2～4年度 調査研究 不登校児童生徒の支援 担当者会